

物価高騰 重点支援。

子育て世帯に給付金を支給します

～令和5年度 南あわじ市 子育て世帯等生活応援給付金～

1. 支給対象者

次の①児童 また ②新生児 を養育している方が支給対象となります。

- ① 0歳から高校生 (平成17年4月2日～令和5年11月30日まで) の児童の主たる養育者で下記のいずれかに該当する方。
 - ・令和5年11月30日時点で南あわじ市民で、0歳から高校生までの児童を養育している方 (=市内在住)。
 - ・令和5年11月30日時点で南あわじ市民である0歳から高校生までの児童を養育している方 (=市外在住)。
- ② 令和5年12月1日～令和6年1月31日までに生まれた児童を養育している方で、出生日時点において新生児または養育者が南あわじ市民である方。

※児童養護施設等へ入所中の児童については、施設への別途支給となります。

2. 支給額

対象児童 1名につき **1万円**



3. 手続き

★申請不要で給付金を受け取れる方

- ・南あわじ市から 令和5年12月分 の児童手当の支払を予定している方。
 - ・南あわじ市から令和4年度に子育て世帯等生活応援給付金を受けた方。
- 支給時期：令和6年3月15日（予定） 支給方法：児童手当口座へ振込

★申請が必要な方

令和4年度に子育て世帯等生活応援給付金を受けた方以外で次のいずれかに該当する方

- ・所属庁から児童手当を受給している**公務員**。
 - ・**所得超過**のため、児童手当の受給資格が消滅となった方。
 - ・対象児童のうち、**高校生のみ**を養育している方。
 - ・令和5年12月1日～令和6年1月31日までに生まれた児童(**新生児**)を養育する方。
 - ・その他、支給対象者に該当する方で南あわじ市から 令和5年12月分 の児童手当の支給を受け取れない方。
- 支給時期：令和6年3月以降隨時 支給方法：申請書記載の口座へ振込

裏面へ続きます。必ずご確認ください。

4. 申請方法

- ① 対象となる方には、南あわじ市から申請書を送付いたします。
※支給対象だが申請書の送付がない方は下記問い合わせ先までご連絡下さい。
- ② 申請書に振込口座等を記入し、必要書類とあわせて 子育てゆめるん課 の窓口まで直接、または郵送にてご提出ください。

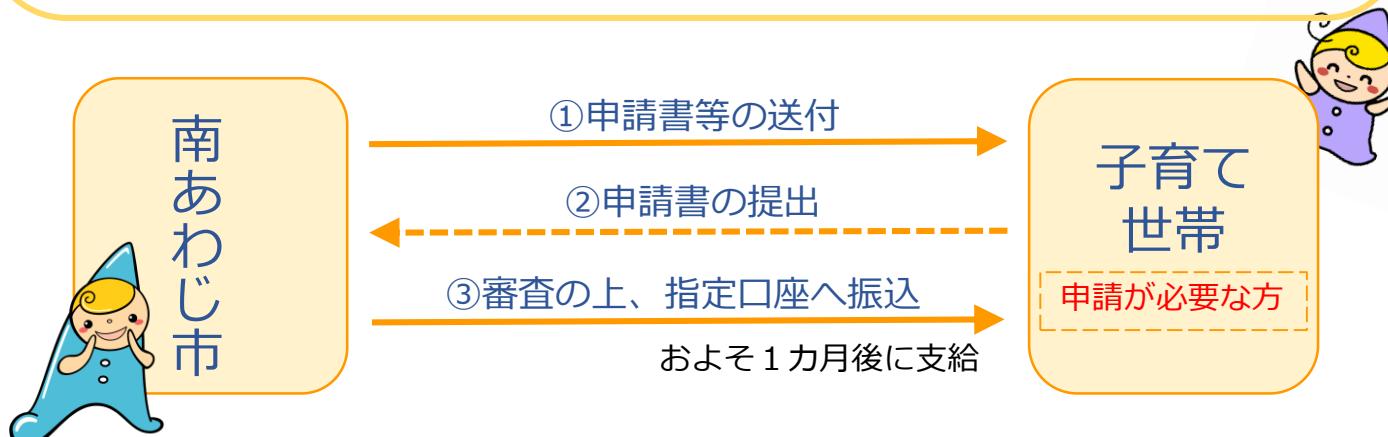
必要書類

- 申請者の**本人確認書類**（運転免許証、健康保険証の写しなど）
 - 申請者の**振込口座確認書類**（通帳またはキャッシュカードの写しなど）
- ※対象児童の主たる養育者が市外在住の場合や、本市において児童との続柄が確認できない場合については、**児童との続柄がわかる書類**（戸籍謄本など）が必要です。

※その他、状況に応じて書類提出を求める場合があります。

- ③ 提出のあった申請書等を審査の上、支給決定を通知いたします。
なお、申請のおよそ1か月を目途に指定口座へ振込をおこないます。

申請期限：令和6年6月28日（金）



本給付金は一時所得として所得税の課税の対象となります。他の一時所得と合算して50万円（特別控除額）を超えない場合は、申告の必要はありません。

南あわじ市役所 市民福祉部 子育てゆめるん課

お問い合わせ

☎ 0799-43-5219

受付時間 平日8:30～17:15（木曜日のみ19:00まで）

「子育て世帯等生活応援給付金」に関する**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに南あわじ市から問い合わせを行うことがあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めるることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに南あわじ市の窓口又は最寄りの警察署にご連絡ください。